

令和8年9月1日

「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」

関係者各位

一般社団法人 公共建築協会

評価基準の改定について

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より当協会に対して格別のお引き立てをいただき厚く御礼申し上げます。

さて、当協会の建築材料・設備機材等品質性能評価事業における、建築材料・設備機材等の評価基準（以下「評価基準」という。）を、JIS 改正等に伴い改定を行いました。改定内容は、別紙－1を参照してください。

評価基準の改定により、申請内容と評価基準との間に差異が生じている場合があります。

つきましては、貴社の申請内容と建築材料等評価基準との差異を確認のうえ、差異が確認された際には、下記1. 2. のいずれかにより対応いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 変更評価による対応

評価基準の改定部分と貴社の申請内容の間に生じている差異について、次に示すように、変更評価を申請し評価書を取得してください。

（1）変更申請の手続き

①変更申請の手続きについては、「変更評価の手続きについて」に基づき、申請書類を作成してください。

なお、申請の際ご不明な点等がある場合は、事務局宛てメール等でご相談ください。

②受付は随時行っています。受付審査が終了次第、直近の評価委員会に諮り審査を実施します。

③変更評価が終了した場合には、評価書を交付するとともに、当協会のホームページにて公表します。

（2）変更申請の経費

変更評価の内容により評価料金は異なります。「建築材料及び設備機材 評価申込案内」により確認を行ってください。

2. 既評価書をそのまま継続使用

各工事において、評価基準が改定された部分について、品質性能等の証明書を評価書とともに提出するなど、改定により内容に差異が生じた部分の証明を工事ごとに行ってください。

評価基準（令和7年度版）と差異が生じている既評価材料・設備機材等を使用する工事に納入する場合、これまでは、品質性能等の証明として評価書の写しを提出していたと思いますが、それに加えて評価基準に適合することを、各工事において、証明書、検査成績書等の提出により証明してください。

なお、これについては、発注者側の了解を得たものではありませんので、提出時に発注者側への説明も必要となります。

3. 問い合わせ先

一般社団法人 公共建築協会 評価事務局

Tel 03-3523-0384 Fax 03-3523-1827（建築、電気設備、機械設備共通）

Mail 建築材料等評価部：hyokajigyo-a@pba.or.jp

電気設備機材等評価部：hyokajigyo-e@pba.or.jp

機械設備機材等評価部：hyokajigyo-m@pba.or.jp

建築材料等評価基準（令和8年度）の改定について

＊「赤字」は、改定箇所を示しており、「※印 青字」は、解説を記載しています。

品 目	令和8年版	令和7年版	改正理由
自動ドア機構 ②検出装置	起動装置の防滴性能 JIS C 60529に基づく保護等級 IPX3 を満足すること。	起動装置の防滴性能 JIS C 0920に基づく保護等級 IPX3 を満足すること。	JIS 改正による見直し
	削除	検出装置の設置位置 引き戸用開閉装置は、設置する検出装置の種類にかかわらず、閉作動中の保護領域を確保するように、検出装置を設置すること。	内容の見直し
	削除	タッチスイッチの位置 床面から中心までの高さを 950 mm程度とすること。	内容の見直し
	※ 変更申請の必要はありません。更新時に、評価基準に適合するよう申請書類を作成してください。		